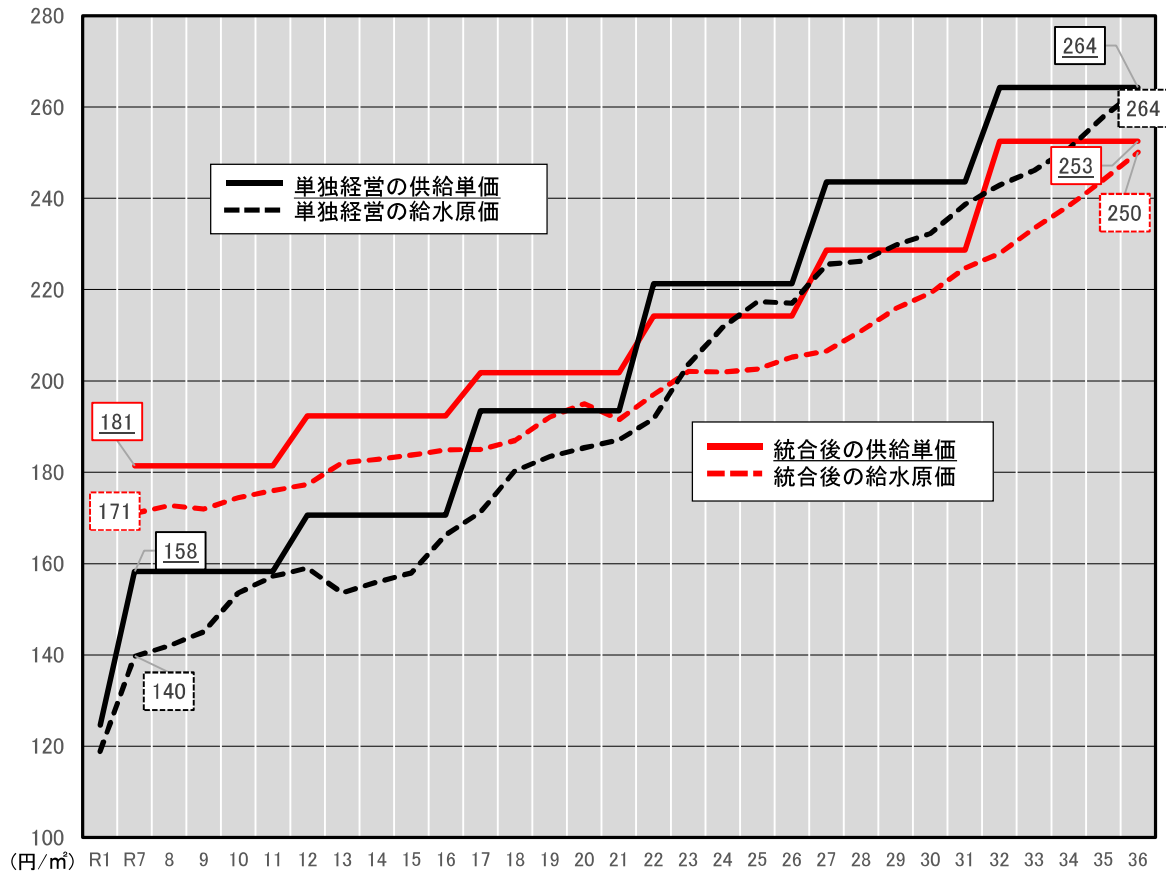


一体化後の給水原価・供給単価の試算結果(R4年10月時点) 市町村別個票

大淀町



2 具体的な取扱(案)

令和4年11月2日
意思決定プロセス等検討部会資料 抜粋

① 別料金設定の対象団体

○R4年10月13日第4回協議会で提示・了承された料金試算(奈良市不参加の場合の試算)結果において、水道料金に関し統合効果のみられなかった^(※)市町村(葛城市、大淀町が対象)

(※)水道料金に関する統合効果の判定……将来収支見通し期間(R7~36の30年間)の供給単価×有収水量の積み上げ計が、単独経営の場合に比べて下回る場合、統合効果「有」と判定

② 別料金設定が認められる期間

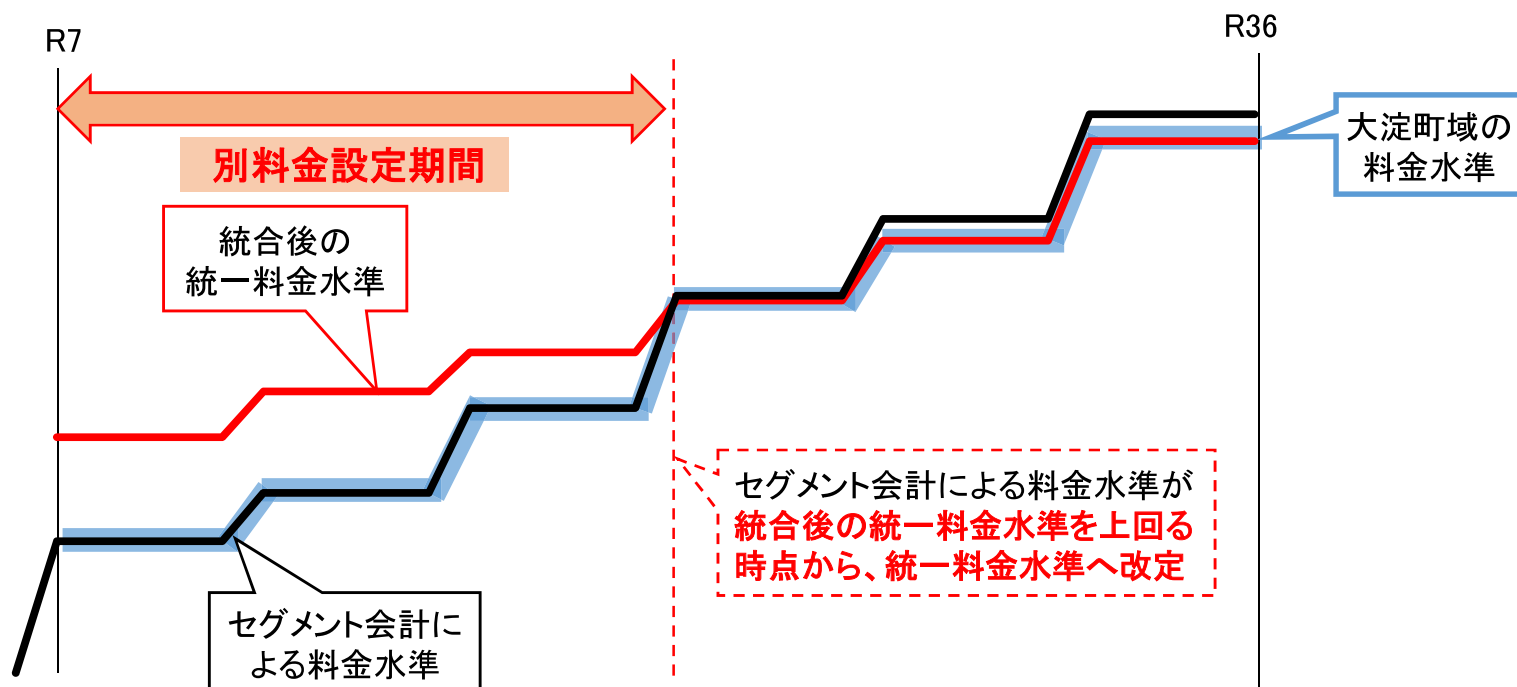
○将来収支見通し期間(R7~36の30年間)において、
対象団体について次の③により算定される料金水準の方が統一料金水準より低い期間
(将来収支見通し期間の全期間、次の③により算定される料金水準の方が統一料金水準より低い場合、30年間)

③ 別料金の改定の考え方

- 改定の周期
別料金 that 認められる期間中、5年ごとに改定(本則である統一料金の改定サイクルと同じ)
- 改定料金の算定方法
- ・対象団体に係るセグメント会計により、5年ごとの総括原価方式で算定される料金水準へ改定
 - ・別料金設定が認められる期間後の最初の料金改定時に、本則の統一料金に合わせるよう改定
 - ・上記の総括原価方式での算定の基本的考え方は、以下のとおり
 - ✓国・県の財政支援分は、当該団体区域への投資に係る分を反映
 - ✓企業団全体にかかる収入・支出のうち当該団体区域分の算定は、水量ベースを基本として按分 など

別料金設定の改定イメージ

大淀町の場合



○別料金設定が認められる期間、国・県の財政支援を受けつつ、
本則の統一料金より低い水準で改定できる

○将来の料金統一に向け、急激な変動がなく段階的に改定できる